

I.事業全体に関する総括

2024 年は、ヒューライツ大阪にとって、30 周年という記念すべき年であった。30 周年を祝い、支援いただいた方々に感謝し、そして 30 年間の成果と課題を検証し、今後を展望することが、2024 年のヒューライツ大阪の中心となる事業となった。ハイライトとしては、以下の 2 事業が挙げられる。

1) 30 周年を記念するシンポジウムとして、2024 年 12 月 7 日に「人権—いま、ここで生きるために」を企画、開催した。過去 30 年間、国際人権基準を実現するための国連の組織体制、保障のためのメカニズム、アジア地域を含む地域的国際人権保障体制は大きく進展した。しかし、残念ながら顕著なのは、国際人権基準の保障に向けた日本における変化のなさや遅さである。

なかでも、世界の多くの国と地域で実現している「①国内人権機関の設置」、「②個人通報制度への加入」、そして「③包括的差別禁止法の制定」は、どれも日本においては実現しておらず、日本における人権課題の理解と解決にとって深刻な課題となっている。過去 30 年間、国際人権基準の実現に関し、日本は、アジアを含む他の国々から大きく遅れを取ってしまったと言わざるを得ない。

過去数年間、これらをヒューライツ大阪の使命である国際人権基準の浸透と実現に向けた「3 つのインフラ」と位置付けていることを踏まえ、30 周年のシンポジウムは、この「3 つのインフラ」に関する理解の浸透と実現に向けた意識の向上を目的として実施した。詳細は、後述する個別事業報告をご覧ください。

2) 2012 年 4 月に一般財団法人に移行して以来、ヒューライツ大阪は、2028 年度を期限とする公益目的支出計画に基づいて活動を実施してきた。公益目的支出計画の実施期限が近づくなか、ヒューライツ大阪は、2029 年 4 月以降の組織体制の検討という重要な課題を抱えている。

今後、4 年間をかけて、2029 年 4 月以降の組織体制への移行を進めるために、2024 年度は所内に設置した将来検討委員会で「将来ビジョン」の議論と検討をおこなった。会長、元副会長、顧問の助言を仰いで「将来ビジョン」案を策定し、本年 3 月の理事会と評議員会で承認を得ることができた。

「平和的共存国際デー」を記念する決議を議論する 2025 年 3 月 4 日の国連総会で、アメリカ政府は、同決議案が「持続可能な開発目標 (SDGs) を再確認している」として懸念を表明し、そして、国連総会の場でアメリカを含む全会一致で採択された SDGs を「拒否すると同時に非難する」と発言した。自国中心主義を隠すことなく多国間主義に背を向ける国が増え、反知性主義や歴史修正主義が SNS というメディアで拡散され暴力的な影響力を発揮し、多くの場所で個人の人権と命が脅かされている。2024 年 11 月号の『国際人権ひろば』巻頭コラムで書いたように、多国間主義の危機は国際人権保障体制の危機でもある。国際人権基準のレジリエンスも試されている。

日本は国際人権基準をめぐる世界の潮流に大きく後れを取っている状況であり、私たち自身も自らのレジリエンスを鍛え、30 周年を祝うと同時に将来の変革を展望し活動していくことの重要性を再認識した 2024 年度となった。

事業実施にあたって指針としたのは以下の 5 点である。また、定款第 3 条に示されている「人権を通じた大阪府民の国際的な人権感覚の醸成への寄与」を具体的かつ効果的に展開することに留意した。

- (1) ヒューライツ大阪が伝える人権は「**国際人権基準**」である。
- (2) 一人ひとりにとって大切な概念として「**国際人権基準**」を伝える。
- (3) 2009 年に取得した**国連の特殊協議資格**を活用し、国連を通じた国際人権保障を目的とする活動に積極的に関わる。
- (4) 様々な要因を理由とするマイノリティをはじめとして権利を侵害されやすい立場に置かれている人々、なかでも交差的・複合的な差別や不平等を被っている人たちの人権状況に特に留意する。
- (5) 専門的な知識、経験を持つ個人や団体と協力し、活動の幅を広げ、事業の質を高め、人権課題の解決に貢献できるよう努める。

また、ヒューライツ大阪の今後を検討するために、2024 年度も引き続き以下の諸点に留意した。これらの諸点が「将来ビジョン」の策定にあたっての基礎にもなった。

- ①組織の今後を見通した**重点事業分野の再検討と絞り込み**
- ②重点事業分野を担う人材の確保
- ③勤務体制を含めた**人的資源の適正な配置**

2024 年度の重点課題として挙げたのは以下の 8 項目である。

2024 年度の重点分野

1【30 周年記念事業】

前述したとおり、国際人権基準を実現するための基本的なインフラであり、他の多くの国で既に実現している

①包括的差別禁止法（あるいは包括的平等法）の制定、②国内人権機関の設置、③個人通報制度の批准を軸として、30 周年記念事業を実施する。

2【国際人権基準の国内における浸透と実現】

女性差別撤廃委員会（CEDAW）による第9回日本政府報告書審査に向けた市民社会レポートの作成、審査時の条約体委員へのロビイング、勧告実施を始めとする国際人権条約の国内実施。国内人権機関の設置、個人通報制度の導入を規定する選択議定書の批准、包括的な差別禁止法の制定の推進に向けた取り組み。

3【外国籍市民の権利をめぐる諸課題】

在日コリアンなどに対するヘイトスピーチおよびヘイトクライム。技能実習生をはじめとする移民・移住労働者。外国ルーツの子どもへの教育。移民女性の権利。入管体制をめぐる課題。外国籍市民の社会・経済参加。

4【ジェンダー平等に関わる諸課題／不平等と差別の交差性・複合性】

ジェンダーに関連する差別・不平等・暴力。国籍、民族、障害、世系などのアイデンティティとジェンダーが交差する交差性・複合差別。SOGIESC（性的指向・性自認・ジェンダー表現・性的特徴）に関連する人権課題。

5【ビジネスと人権】

国連「ビジネスと人権に関する指導原則」をはじめとする国際基準の浸透と実現。企業を対象とする研修教材の普及。

6【人権教育】

国内における効果的な人権教育の実施に結びつく活動の実施。マイクロアグレッションについての理解。包括的性教育。地域社会において人権教育を実践してきた人たちとの連携を通じた対話型ワークショップの開催や教材開発。

7【特に日本との関連でのアジア・太平洋と世界における重大な人権状況】

独裁的・権威主義的国家における人権侵害。先住民族やマイノリティの人権課題。ODA と人権。

8【情報ハブとしての機能強化】

ウェブサイトの構造的改善。過去の情報・記事のアーカイブ化。インターネットや SNS を活用した効果的な情報発信。

II. 個別事業概要

特別事業（ヒューライツ大阪設立 30 周年記念事業）

設立 30 周年を記念して、国際人権基準を日本に根付かせるために不可欠な基盤であり、他の多くの国で既に実現している①国内人権機関の設立、②包括的差別禁止法の制定、③個人通報制度の受け入れ、をめざし、その実現に向けた気運を高めるためのシンポジウム「人権—いま、ここで生きるために」、および、設立より 30 年間、ヒューライツ大阪を支援いただいた諸団体や人権実現に向けたネットワークを構築してきた市民社会組織との交流会を開催した。交流会では、1994 年から 2024 年の 30 年間の事業やヒューライツ大阪をとりまく情勢の変遷について写真を通じてふりかえり、また参加者から今後の期待や提案をうかがう時間を持った。

記念シンポジウムでは、性的マイノリティに関する人権課題、部落差別、そして公権力による人権侵害に取り組む当事者からの発題を受け、マイノリティの人権保障には「マジョリティによる理解」ではなく、あらゆる差別を法律により禁止すること（包括的差別禁止法）が不可欠であることが確認された。この包括的差別禁止法を運用し、公権力による人権侵害に対して有効に対応するための機関としても政府から独立した国内人権機関が不可欠であること、そして、個人通報制度の受け入れを通して憲法解釈に人権条約を活かす流れをさらに加速させることが国際人権基準を国内で実現するために欠かせないことが示された。

・12/7 ヒューライツ大阪設立 30 周年記念シンポジウム&記念交流会「人権—いま、ここで生きるために」
シンポジウムプログラム：

◆第1部 人権課題に取り組む当事者からの発題

○性的マイノリティに関する社会課題の現状と癒しの取り組み

村木 真紀（認定 NPO 法人虹色ダイバーシティ 理事長）

○ネット上の部落差別撤廃におけた裁判闘争と被害者救済制度の課題

高橋 定（部落解放同盟大阪府連合会書記長） ＊オンラインによる登壇

○公権力による人権侵害—これとどう闘うか

藤原 精吾（弁護士、優生保護法被害者国家賠償請求事件の兵庫訴訟弁護団長）

◆第2部 トークセッション

申恵丰（しん へぼん）（青山学院大学 法学部 ヒューマンライツ学科 教授）

荻上 チキ（評論家、社会調査支援機構チキラボ所長）

◆第3部 全体会、会場からの Q&A

シンポジウム参加者：156 人

記念交流会参加者：57 人

→重点分野Ⅰ【30 周年記念事業】

I. 情報収集・発信事業

① 日本語と英語のウェブサイトのコンテンツ充実と発信力の強化

ウェブサイトに掲載しているデータ量が増え、複雑化しているコンテンツの構成を整理し、見やすく、探しやすく、使いやすくすることに努めた。タイムリーな人権情報の発信を念頭に置き、コンテンツの随時更新に努めており、ウェブサイトへの訪問数は毎年増加している。2024 年度の訪問総数は 2,306,715（2023 年度 2,002,346）に達した。

<日本語>

トップページは、「イベント・セミナー情報」「ニュース・イン・ブリーフ」「お知らせ」などのカテゴリーで情報発信を常時行っている。

・「ニュース・イン・ブリーフ」は60本(2023年度74本)、主催・共催事業の「開催報告」は11本、ヒューライツ大阪の活動に関する「お知らせ」は20本を掲載した。「ニュース」は、国連機関の取り組み、とりわけ国内人権機関世界連盟(GANHRI)をはじめ人権基準に関わる文書の翻訳・要約することに力点を置いた。女性差別撤廃委員会による日本報告書の審査、および総括所見の概要を5本発信した。

また紛争が続くガザ、人権侵害が続くミャンマー、フィリピンなどの状況について発信した。専門家に原稿を依頼し、タイムリーな情報提供に努めた。

・申込み受付中のイベント・セミナーなど重点的な広報が必要な情報については、トップページにスライドショーを設け、広報強化に引き続き努めた。

・各情報について、ウェブサイトに誘導するかたちでフェイスブックとXから概要を発信した。

<英語>

関西地方における在日外国人を対象にした市民団体によるイベントなどを掲載し、アジア・太平洋地域の人権センターのダイレクトリーの追加や情報の更新など充実に努めた。

→重点分野2【国際人権基準の国内における浸透と実現】

→重点分野8【情報ハブとしての機能強化】

② 国内外のオンライン会議・セミナーに積極的に参加

以下、主なものを抜粋。

→重点分野8【情報ハブとしての機能強化】

<海外出張>

・9/4-5 The 9th International Conference Global Citizenship Education: Platform on Pedagogy and Practice (韓国・ソウル プランティリア)

・10/14-10/19 女性差別撤廃委員会(CEDAW)による第9回日本政府報告書審査に参加(スイス・ジュネーブ 朴君愛、朴利明)

・10/22-10/25 NGO「東・東南アジアの間のよりよい関係」(事務局:インドネシア)主催の東・東南アジアの越境移民の権利促進に関する地域間フォーラム(台湾・台北 藤本)

・10/27-10/30 ASEAN Lawyers Consultation on Access to Remedy for Migrant Workers to Japan(タイ・バンコク プランティリア)

・11/11-11/15 PILNET Global Forum(タイ・バンコク プランティリア)

<国内出張、オンライン>

・5/11 講演会「原発事故避難者の人権保障」参加 (東京 藤本)

・5/12 NGO「在日クルド人と共に」の日本語教室訪問 (埼玉 藤本)

・6/8-9 移住連全国ワークショップ2024 in 大阪 (大阪 朴君愛、朴利明、藤本)

・6/9 全国大学同研2024年度春季公開シンポ (大阪 朴君愛、朴利明)

・8/30 講演会「ドゥテルテ前大統領のドラッグ戦争被害者の闘い」(オンライン 藤本)

・9/4 国際人権大学院大学(夜間)の実現をめざす大阪府民会議2024年度プレ講座
「なぜもやもやするのか アイヌの話題から無意識の差別を考える」(大阪 朴利明)

・11/9-10 子どもの権利条約フォーラム2024 in 東京 (東京 藤本)

・2025年3/17 BRCJ 講演会「歴史を知る、写真で見るビルマ(ミャンマー)」(大阪 藤本)

・2025年3/20 IMADR 特別セミナー「「世系」からみる部落解放運動と人種差別撤廃条約」
(大阪 朴君愛、藤本)

③ 資料の収集・整理

国内外の会議参加や NGO 訪問を通じた資料収集および重点テーマを中心にした購入と寄贈により図書 156 点を新規登録し、所蔵点数(2025 年 3 月 31 日現在)は 10,758 点である。所蔵図書はウェブサイトで検索ができるようにし、会員に貸出をしている。ヒューライツ大阪にのみ所蔵している資料の閲覧や貸出のリクエストはあるが、E メール会報・インフォの活用等を通じた広報努力をはじめ、引き続き資料の有効活用の方策を追求する必要がある。一方、今後の所蔵スペースを考慮し、資料価値が低くなったものや過去の逐次刊行物の削減のために作業を進めている。

→重点分野 6【人権教育】

2. 調査・研究事業

① ビジネスと人権

(1) 教材の普及

2022 年度に全面改訂して発行した冊子『人を大切にー「ビジネスと人権」ガイドブック』及び同 e ラーニング版について、ウェブサイト上や企業と人権 E メールインフォでの広報、セミナーや e ラーニング教材オンライン説明会での周知と説明、個別企業の社員研修相談、大学でのテキスト採用、冊子版の電子出版展開などを通じて普及に取り組んだ。

(2) 国際人権基準及び国連ビジネスと人権に関する指導原則の本来の考え方の普及

「ビジネスと人権」サイト内の関連情報を適宜継続してアップデートしたほか、ニュース・イン・ブリーフでの国連を中心とした関連情報の発信、企業の担当者の課題に応える「ビジネスと人権モヤモヤトークルーム」(概ね月 1 回オンライン実施)、企業と人権 E メールインフォに掲載した指導原則のポイントを伝えるコラム記事、受託研修の機会等を通じて、人権の普及というヒューライツ大阪の本来のミッションをベースにビジネスと人権の基本的な内容の普及に取り組んだ。

(3) 企業の担当者対象のセミナーの開催

企業の人権やサステナビリティ担当者向けに「ビジネスと人権」の基本的な内容を分かりやすく伝える参加型のオンラインセミナーを開催した。

・1/30 及び 2/14「ビジネスと人権基本セミナー」

講師:佐藤暁子(国連開発計画(UNDP)ビジネスと人権プロジェクトリエゾンオフィサー)

菅原絵美(大阪経済法科大学教授)、松岡秀紀(ヒューライツ大阪特任研究員)、

土井陽子(ヒューライツ大阪嘱託研究員)

参加者:111 人

(4) ウェブサイト、メールを通じた情報発信、他団体とのネットワーク・パートナーシップ

2022 年度に TOP ページを大幅にリニューアルした「ビジネスと人権」サイト内のコンテンツを適宜アップデートして内容の充実を図った。

また、ニュース・イン・ブリーフで国連を中心としたビジネスと人権関連の情報を継続して発信したほか、企業と人権 E メールインフォを約 1,200(2024 年 3 月現在)の企業関係者等に対して 2024 年度中に 20 回配信した。

市民社会の関係団体との連携としては、「ビジネスと人権市民社会プラットフォーム」及び「社会的責任向上のための NPO/NGO ネットワーク」(NN ネット)会員団体として情報収集等に努めた。

→重点分野 5【ビジネスと人権】

② 人権教育推進のためのプログラム実施

人権教育推進に資するセミナーの企画およびウェブサイトのコンテンツの見直しと充実のための会議を専門家

の助言を得ながら開催した。ウェブサイトについては、人権教育の教科書的な構成ではなく、初学者にも関心を引くようなコンテンツにするべく、コンテンツの全面的な見直しの提案がなされたが、作業は 2025 年度に繰越になった。

一方、教育関係者や企業・行政の啓発担当者などの関心が高いマイクロアグレッションについては、新たに、一から学び理解を深めるためのウェブコンテンツ「マイクロアグレッションについて学ぶ」をこの分野の専門家の協力を得ながら作成した。

日本の性教育が国際基準と比較して割かれる時間も短く、内容においても性交・妊娠の学習内容を制限する「はじめて規定」が存在すること、さらに 2000 年代以降のジェンダーバックラッシュによる萎縮効果など、性と生殖の健康と権利 (SRHR) にとって山積する課題を認識し、人権教育を基盤に暴力やジェンダー平等、コミュニケーションなど人間関係を含む包括的性教育について学ぶオンラインセミナーを実施した。

・ 6/22 (オンライン) 人権教育セミナー「包括的性教育はどうして必要? ~すべてのひとの性=生を大切にするために」

講師: 染矢明日香 (NPO 法人ピルコン代表)

参加者: 67 人

・ 2024 年 9~10 月の第 57 会期人権理事会で採択された「人権教育世界プログラム」第 5 段階 (2025-2029) 行動計画の概要をニュース・イン・ブリーフで発信した。

・ 政府の「人権教育・啓発に関する基本計画」(2002 年閣議決定、2011 年一部変更) を改定に向けた「人権教育・啓発基本計画 (第二次) 中間試案」についてのパブリック・コメント募集を受けて、ヒューライツ大阪としての意見を送付した (2 月)。

→ 重点分野 6【人権教育】

→ 重点分野 8【情報ハブとしての機能強化】

③ スタッフ研修

2024 年度は、9 月にパソコンのスキルアップを目的にスタッフ研修を実施した。2025 年度は、事務的業務の向上だけではなく、ヒューライツ大阪の職員として必要な理念等を踏まえた研修の企画を図るようにする。

3、研修・啓発事業

① 国際人権条約の国内実施のモニタリング

・ 2024 年 10 月に実施された国連女性差別撤廃委員会による第 9 回日本政府報告書審査に職員を 2 人派遣し、審査のモニターをするとともに、現地に参加したマイノリティ女性グループなど関係団体と連携しながら、情報の収集に努めた。審査に先立ち「JNNC」(日本女性差別撤廃 NGO ネットワーク) や「マイノリティ女性フォーラム (事務局: IMADR)」など連携している市民社会組織による NGO レポート作成に協力した。また、女性差別撤廃委員会の総括所見の公表後にはサイトでの紹介やニュースレターでの特集などその情報発信に努めた。

・ 国連「ビジネスと人権に関する作業部会」(作業部会) が 2024 年 6~7 月の人権理事会に提出した日本訪問調査の報告書の概要を項目ごとに整理してウェブサイトに掲載するとともに、懸念や勧告を解説したニュース・イン・ブリーフを 6 回にわけて発信した。作業部会は、日本における「ビジネスと人権に関する指導原則」の実施状況および課題を調査する目的で 2023 年 7 月~8 月に日本を訪問し、関係機関や市民社会組織と面談した。

・ 日本各地で明らかになっている PFAS (有機フッ素化合物) による水や土壌の汚染問題に関し、(1) 「ビジネスと人権」、および (2) 「女性の人権」の視点から 2 つのオンラインセミナーを開催した。(1) の課題に関して、「ビジネス

スと人権に関する作業部会」の日本調査の報告書に、(2)に関しては、女性差別撤廃委員会による日本についての総括所見に盛り込まれている。各セミナーの録画はYouTubeで公開している。

(1) 9/28 オンラインセミナー「ビジネスと人権の視点から PFAS 汚染問題を考える」(視聴者:140 人)

報告:

趣旨説明 藤本伸樹(ヒューライツ大阪)

PFAS とはなにか&国、自治体、企業の姿勢 小泉昭夫(京都保健会、京都大学名誉教授)

PFAS 血中濃度調査の結果 原田浩二(京都大学准教授)

「大阪・摂津市 PFOA 汚染問題を考える会」の取り組み 増永わき(摂津 PFOA 汚染問題を考える会事務局・摂津市議)

兵庫県の明石川流域の PFAS 汚染に対する市民の取り組み 渋谷進(明石川流域の PFAS 汚染を考える会 世話人)

(2) 2/23 オンラインセミナー「女性の人権から沖縄の米軍基地による PFAS 汚染を考える」

(視聴者:47 人)

報告:

宜野湾ちゅら水会の活動 町田直美(宜野湾ちゅら水会代表)

沖縄の PFAS 汚染の現状 照屋正史(宜野湾ちゅら水会事務局長)

沖縄(琉球)の「先住民族」「女性」であることにより直面する複合差別の視点から

まつだかなこ(宜野湾ちゅら水会メンバー、琉球大学修士課程)

→重点分野 2【国際人権基準の国内における浸透と実現】

→重点分野 7【特に日本との関連でのアジア・太平洋と世界における重大な人権状況】

② 移民・移住労働者の人権に関する情報収集・啓発

移民・難民や外国につながる市民・子どもたちが直面する課題に関して情報発信し、関連 NGO と協力し啓発活動に取り組んだ。とりわけ、外国人技能実習制度に替わる育成就労制度の創設や、永住資格の取り消し条項を盛り込んだ入管法の改定案(2024 年 6 月 14 日成立)における人権上の課題に関して「ニュース・イン・ブリーフ」で継続的に取り上げた。また共催事業として次のセミナーを対面開催した。

・7/13 セミナー「移民の子どもの隣に座って考えたこと〜大阪・ミナミの『支援教室』でのボランティア経験から」(参加者:32 人)

共催:NPO 法人おおさかこども多文化センター

講師:玉置太郎(朝日新聞大阪本社記者)

・2/1 「女性差別撤廃委員会の日本審査から移民女性の人権保障を考える」(参加者:29 人)

共催:RINK(すべての外国人労働者とその家族の人権を守る関西ネットワーク)

特定非営利活動法人 NGO 神戸外国人救援ネット

協力:NPO 法人移住者と連帯する全国ネットワーク(移住連)

報告:ジュネーブでの審査を傍聴して 村西優季(NGO 神戸外国人救援ネット)

移民女性に関する近年の国連勧告 藤本伸樹(ヒューライツ大阪)

→重点分野 2【国際人権基準の国内における浸透と実現】

→重点分野 3【外国籍市民の権利をめぐる諸課題】

③ 人権映画の上映会

2023 年度に引き続き、クレオ大阪中央と共催して、次のとおり実施した。2024 年度は午前の部と午後の部の両方を申込み鑑賞する参加者が多く、アンケートからはこの映画会を楽しみにしているとの意見もあり、事業が定着していることを感じられた。映画の感想として「人にとって『居場所』が大切であり、どうやって手に入れるかが問題だ」や、「映画を見て、自分の身近で映画と同じことがおこっているということに気がついた」という意見が寄せられ、映像を通して人権を身近に感じてもらえる機会となった。

- ・12/14 『マイスモールランド』(2022 年/日本・フランス合作) (参加者 70 人)
『パレードへようこそ』(2014 年/イギリス) (参加者 57 人)

→重点分野 6【人権教育】

④ 交差性・複合差別の情報収集と学習会

2023 年度のオンライン講座の講師である原ミナ汰さんの性的・マイノリティとしてのライフストーリーをまとめウェブサイトのコンテンツとしてアップした。参考情報となるブックリストの掲載を予定していたが、専門的な書籍以外のリストアップに時間を要しており、2025 年度に持ち越しとなった。

また、女性差別撤廃委員会でのマイノリティ女性に関する日本政府審査について、ジュネーブの国連欧州本部の会場に参加したマイノリティ女性当事者(部落女性・アイヌ女性・在日コリアン女性・琉球/沖縄女性)からの報告を中心に報告会を共催した。

- ・1/25 「くりかえされた「複合差別」と「マイノリティ女性」への懸念と勧告」
(主催:マイノリティ女性フォーラム、共催:ヒューライツ大阪) (参加者 120 人)

→重点分野 2【国際人権基準の国内における浸透と実現】

→重点分野 4【ジェンダー平等に関わる諸課題／不平等と差別の交差性・複合性】

⑤ 受託事業

2024 年度は高校や大学、行政機関や企業などから、107 件の依頼があった。今年度は、マイクロアグレッションをテーマとした研修を依頼されることが特に多かったが、ジェンダーに関する問題や外国人の人権、ビジネスと人権などの依頼も多かった。また、研修だけでなく、マイクロアグレッション啓発冊子の監修にも携わる機会を得た。

国内では、近隣の市町村だけではなく、徳島県や鳥取県、北海道などからの講師依頼があり、海外からは昨年引き続き APCEIU(アジア太平洋国際理解教育センター)などから、ワークショップやスピーカーとしての依頼があった。

→重点分野 6【人権教育】

⑥ 「ワン・ワールド・フェスティバル for Youth」などイベントへの参加

2023 年度に引き続き、(特活)関西 NGO 協議会が主催している「ワン・ワールド・フェスティバル for Youth」、および人権をテーマに市民と弁護士が交流するために大阪弁護士会が開催している「おおさか人権フェスタ」に参加した。

- ・12/22 「ワン・ワールド・フェスティバル for Youth」(会場:大阪 YMCA)

ヒューライツ大阪が発行するニュースレターや、ユース世代に適した図書を紹介するコーナー、ユネスコ「国際セクシュアリティガイダンス」に基づいて制作された「はじめてまなぶ:こころ・からだ・性のだいじ:ここからかるた」(染矢明日香/考案、良香織/監修)の体験コーナーを設けたほか、マイクロアグレッションについてポスターを展示した。

【企画プログラム】「ゲームで体験!マジョリティ特権について考える」(参加者:11 人)

講師:朴利明(ヒューライツ大阪)

- ・3/1 「おおさか人権フェスタ 2025」(会場:大阪弁護士会館)

来場者に対して、ヒューライツ大阪の活動紹介をしたり、「人権クイズ」に回答してもらうことを通じ、人権とはなにかについて意見交換したほか、国連女性差別撤廃委員会による第9回日本政府報告書審査について報告をおこなった。

→重点分野2【国際人権基準の国内における浸透と実現】

→重点分野6【人権教育】

⑦ 共催事業：NPO/NGO、学校関係などの団体との協力・共催事業の推進

・7/13 セミナー「移民の子どもに座って考えたこと～大阪・ミナミの『支援教室』でのボランティア経験から」（前掲）

共催：NPO 法人おおさかこども多文化センター

・2/1 女性差別撤廃委員会の日本審査から移民女性の人権保障を考える（前掲）

共催：RINK（すべての外国人労働者とその家族の人権を守る関西ネットワーク）

NPO 法人 NGO 神戸外国人救援ネット

⑧ タイムリーな機会を得た学習会

9/28 オンラインセミナー「ビジネスと人権の視点から PFAS 汚染問題を考える」（前掲）

4. 広報・出版事業

① ニュースレター「国際人権ひろば」、「FOCUS」の発行

国際人権基準をはじめとする人権に関する最新情報を国内外に広く紹介するニュースレター「国際人権ひろば」（奇数月の年6回、各1,700部）と、英文ニュースレター「FOCUS」（年4回）を発行した。

「国際人権ひろば」の発行を通じて、府民・市民への人権意識の啓発を図るとともに、人権団体や弁護士、研究者とのネットワークを深めることに努めた。次号発行時に前号の原稿テキストをウェブサイトに掲載している。

昨今の印刷製本費や通信運搬費などの経費上昇を受け2024年度は発送先の見直しを行い、発行部数を従来の2,000部から縮小した。

「FOCUS」は、印刷物での配布を原則として取りやめ、発行とともにウェブサイトにテキストを掲載している。紙媒体での入手が必要な団体・個人には複写して郵送している。

『国際人権ひろば』

2024年5月号（No.175）特集：公共から排除されるもの

2024年7月号（No.176）特集：原子力発電所事故から13年

2024年9月号（No.177）特集：ヒューライツ大阪設立30周年「様々な人権課題の解決のために」（その1）

2024年11月号（No.178）特集：ヒューライツ大阪設立30周年「様々な人権課題の解決のために」（その2）

2025年1月号（No.179）特集：女性差別撤廃委員会による日本報告書審査が示した課題

2025年3月号（No.180）特集：ヒューライツ大阪設立30周年記念事業

→重点分野1【30周年記念事業】

→重点分野2【国際人権基準の国内における浸透と実現】

“FOCUS”（フォーカス）

June 2024（Vol.116）特集：長寿と長く続く苦しみ？

September 2024（Vol.117）特集：若者のビジョンとエネルギー

December 2024（Vol.118）特集：苦しむ子どもたち

March 2025（Vol.119）特集：アジアにおけるデジタルの権利

→重点分野6【人権教育】

② “Human Rights Education in the Asia-Pacific” Vol.14 の発行（アジア・太平洋における人権教育）

アジア・太平洋地域の学校教育および生涯教育を含む幅広い人権教育の実践報告を収集し、編集発行してきたが、2021 年度からサイトへの掲載のみとし、希望するアジア各国の人権機関、NGO、政府機関などに PDF 配信している。この事業を通じて、地域における人権教育に関する情報を蓄積している。2025 年度は“Human Rights Education in the Asia-Pacific” Vol.15 の出版までを行う。

→重点分野 6【人権教育】

5、情報サービス事業

① 会員の拡大と会員サービスの充実

引き続き、2024 年度もヒューライツ大阪の支援者を増やし、安定した収入を確保するために、機会をとらえて会員の拡大に努めた。2024 年度の会員数は 109 で、個人会員 55、賛助会員 41、団体会員 12、特別協力会員 1 であった。

② E メールインフォ・会報の発信

ヒューライツ大阪が主催・共催するセミナーの案内や開催報告、新着図書の紹介、「ニュース・イン・ブリーフ」などの最新情報を告知するために、E メールインフォ・会報を発行している。

2024 年度は、約 1,200 個人・団体向けに E メールインフォ (No.361-No.385)、および約 150 個人・団体の会員・役員向けに E メール会報 (No.225- No.249) を、月 2 回以上のペースで各 25 本配信した。

→重点分野 8【情報ハブとしての機能強化】

③ 情報・研修などについての国内外からの相談への対応

ヒューライツ大阪が蓄積する資料・情報や研究・研修に関する相談に応じるとともに、個別の人権相談に関しては人権相談機関を紹介するなどの情報サービスに努めた。

<海外からのゲストの訪問など>

6/7 メコン・マイグレーション・ネットワーク (MMN) のメンバー 5 人と RINK の早崎事務局長が来所し、ミャンマー、ベトナム、カンボジアからの技能実習生の人権問題について情報をおこなった。

6/13 アムネスティ・インターナショナル日本が、朝鮮民主主義人民共和国 (北朝鮮) の人権状況を伝えることを目的に招いた、NK Watch 事務総長で脱北者のアン・ミョン Chol さんと、アムネスティ韓国支部の北朝鮮問題担当者のチェ・ジェフンさんが、アムネスティ日本・大阪事務所の案内で来所し、スタッフと情報・意見交換をおこなった。

6/25 ソルボンヌ・ヌーヴェル パリ第 3 大学より、修士課程プログラムの一環で来所した学生団に対して、日本の人権状況およびヒューライツ大阪の人権情報センターとしての活動について説明をおこなった。

10/1 米国で刊行している雑誌『ネイション』(The Nation) の読者団が来所し、ヒューライツ大阪の活動ならびに日本の人権状況、特にマイノリティの人権にかかわる課題について説明をおこなった。

10/25 カナダ大使館 人権担当の Sébastien Denault さんが来所し、スタッフが日本のマイノリティの人権状況及びヒューライツ大阪の事業活動の説明をおこなった。

→重点分野 8【情報ハブとしての機能強化】